

特定非営利活動法人 会津阿賀川流域ネットワーク 定 款

第1章「総 則」

(名称)

第1条 名称を特定非営利活動法人 会津阿賀川流域ネットワーク（以下「この法人」という）と称する。

2 この法人の英文名は、^{アイツ}Aizu ^{アガリハ}Agariver ^{ベイスン}Basin ^{ネットワーク}Network
(略称=^{アール}AABN)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置く。

第2章「目的及び事業」

(目 的)

第3条 この法人は、会津の振興には健全な阿賀川流域の発展が不可欠であるという認識にたち、これを構成する流域の歴史・風土・自然・生活・文化等とおして、地球環境の根幹とも言える水環境を担う「川」を理解し、「川に学ぶ」という理念のもと、流域の豊かな自然と清らかな水に恵まれ、優れた自然環境を健全な状態で次世代に継承して行く活動をはじめ、会津地域の活性化を図るため、阿賀川流域すべての地域活動を結集して、普遍化に向けて産学官民の連携のもと様々な分野を超えた交流活動の支援を行うとともに、これら活動を円滑に推進するために必要な調査・研究や普及啓蒙を図り、もって良好で健全な会津地域の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人の前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- (1) 水環境保全及び広報活動事業
- (2) 歴史・文化等を活用したまちづくり支援事業
- (3) 地域安全確保のための河川管理活動事業
- (4) 川の指導者の育成・登録・活用に関する事業
- (5) 各種活動に関する調査研究事業
- (6) 総合的な学習の時間の支援事業
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

2. その他の事業

- (1) 物品販売事業
- (2) 労働者派遣事業
- (3) 前各号に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章「会 員」

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という）上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。（なお、入会した団体に所属する会員は、この法人の会員と見なす。）
2. 賛助会員 この法人の目的に賛同しその事業を賛助するために、入会した団体及び個人。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものと認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
3. 理事長は、第1項の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会届けを提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の定款に違反したとき。

(出処金品の不返還)

第11条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 「役員」

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事、5名以上10名以下とする。
- (2) 監事、2名以上3名以下とする。
2. 理事のうち理事会の議決を経て、1名を理事長とし、3名以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、総会の議決により選任する。

2. 理事長、副理事長は理事会において互選する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 法第20条各号の何れかに該当する者は、この法人の役員になる事ができない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときには、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、

この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状態を監査する。
- (2) この法人の財産及び収支決算の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、理事の業務執行または本会の財産の状況について、不正の行為及び規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員の補充又は増員による任期途中からの役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。

(欠員補充)

第16条 役員のうち、それぞれの定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章「顧問」

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べる。
- (3) 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章「会 議」

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 会費の額
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (7) その他理事会が必要と認める重要事項
2. 総会は、次の事項を承認する。
- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき。
- (3) 第14条4項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 総会は、理事長がこれを招集する

2. 理事長は前条1号から3号の規定による招集請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議項目を記載した通知を少なくとも開催日の1週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事がこれにあたる。
ただし、第23条第2項及び3項の規定により臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(総会の表決権)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. 総会に出席しない正会員は、次の各号のいずれかにより表決することができる。この場合、正会員は、第25条、第27条及び次の条項の規定の適用について出席したものとみなす。

(1) 正会員は、あらかじめ書面をもって代理人を指定し、正会員に代わって代理人が総会に出席し、表決することができる。

(2) 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び正会員出席者数(書面を表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうち、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事、顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の決議を要しない会務執行に関する事項
- (3) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 事務局の組織及び運営・給与等に関する事項
- (7) 専門委員の委任・専門部会の設置及び解散に関する事項
- (8) 役員の職務に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、年1回以上必要に応じて開催する。

2. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

とき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を少なくとも開催日に1週間前までに行わなければならない。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事会の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議決事項はあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる事はできない。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は平等とする。

2. 理事会に出席できない理事は、次の各号のいずれかにより表決すること

ができる。この場合、理事は第34条及び第36条の規定の適用については出席したものとみなす

(1) 理事は、あらかじめ書面をもって代理人を指定し、理事に代わって代理人が理事会に出席し、表決することができる。

(2) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録書名人2名以上が署名又は明記、押印する。

(常任理事会)

第39条 常任理事会は、理事長、副理事長、専門部会長、事務局長及び事務局次長の理事をもって構成する。

2. 監事、顧問は、常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会の権能)

第40条 常任理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項。

(2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(3) 理事会で議決した事項の執行に関する事項。

(常任理事会の開催)

第41条 常任理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

(常任理事会の招集)

第42条 常任理事会は、理事長が招集する。

2. 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を少なくとも一週間前までに行わなければならない。

(常任理事会の議長)

第43条 常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(常任理事会の議決)

第44条 常任理事会の議決事項はあらかじめ通知した事項とする。

2. 常任理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(常任理事会の議事録)

第45条 理事長は、常任理事会の議事について議事録を作成し、これを保存し速やかに役員に報告しなければならない。

第七章「委員会等」

(委員会等)

第46条 この法人は、事業の推進のために、委員会及び専門部会等（以下委員会等という。）を置くことができる。

2. 委員会等の設置は理事会の議決を経て、別に定める委員会及び専門部会の設置に関する規定による。

第八章「事務局」

(事務局の設置及び職員の任免)

第47条 この法人の実務を行うために事務局及び職員を置くことができる。

2. 事務局長及び局次長は会員の中から及び職員は理事長が任免する。
3. 事務局長は、理事長の指示に従い実務を行うものとする。
4. 局次長及び職員は、事務局長の指示に従い実務を行うものとする。
5. 事務局長、局次長及び職員は、別に定める就業規則に従うものとする。

(組織及び運営)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第九章「財産及び会計」

(財産の構成)

第49条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第50条 この法人の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第51条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に準じて行うものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し理事会の議決を経て、通常総会で承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第54条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書に関する書類は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上で当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。

(暫定予算)

第55条 第53条の規定にかかわらず、通常総会の承認を得るまでの暫定の間及びやむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を得て予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第56条 経常予算項目超過又は経常予算項目外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事長の承認を得なければならない。

(臨機の処置)

第57条 予算をもって定めるものの他、借入金、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき、および予算を項目間移動するときは、理事会の議決を得なければならない。

第10章「定款の変更、解散及び合併」

(規約の変更)

第58条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第59条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決による。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員数の欠如による。
- (3) 合併による。
- (4) 破産による。
- (5) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第60条 この法人が解散するときに有する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した正会員総数の過半数をもって決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人と他の会との合併は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第11章 「公告の方法」

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びこの法人のインターネットホームページに掲示して行う。

第12章 「雑則」

(委任)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、特定非営利活動法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

【理事長】

齊藤栴朗

【副理事長】(2名)

鈴木一弘

関本亨二

【理事】(11名)

青木正昭

遠藤三雄

小熊力男

坂下 諭

佐藤利明

鈴木武雄

高橋利雄

坂内正嗣

馬場和廣

平塚直記

築田直幸

【監事】(2名)

加藤宏子

佐藤秀夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1項の規定係わらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定に係わらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第53条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費(年)は、設立総会で定めた次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 団体 10,000円
個人 5,000円
 - (2) 賛助会員 (一口) 10,000円
個人の場合は一口以上、団体の場合は三口以上とする。
- 7 第1回改訂役員員数の変更及び総会議長の明確化(施行平成21年5月26日)
- 8 定款47条の事務局長及び事務局次長の人選は、理事から会員とし広く人材を求めるものとする。
また、会計の臨機の措置に、予算の項目間移動を加えるものとする。(施行平成24年5月26日)
- 9 この定款は、平成27年6月17日から施行する。